原議保存期間１０年 （平成３０年１２月３１日まで）

各管区警察局広域調整部長　　警察庁丁交指第６７号
警視庁交通部長殿　　平成２０年５月２０日
各道府県警察（方面）本部長　　警察庁交通局交通指導課長

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う車両移動保管関係事務の運用上の留意事項等について

道路交通法の一部を改正する法律（平成１９年法律第９０号）附則第１条第１号に掲げる規定、道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成２０年政令第１４９号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成２０年内閣府令第３３号）及び指定車両移動保管機関等に関する規則を廃止する規則（平成２０年国家公安委員会規則第１０号）については、本年６月１日から施行されることとなり、その趣旨等については、「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について」（平成２０年５月２０日付け警察庁丙交企発第５９号等）をもって通達されたところである。このうち、車両移動保管関係事務の運用上の留意事項等については、次のとおりであるので、部下職員に対する指導教養の徹底を図り、関係事務の運営に遺憾のないようにされたい。

なお、以下この通達において、「法」とは同法による改正後の道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）を、「府令」とは同府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和３５年総理府令第６０号）をいうものとする。

記

１　車両移動保管関係事務に関する規定の整備（法第５１条の３第１項、府令第７条の６の２）

(1)　改正の内容

違法駐車車両の移動及び保管に関する事務（以下「車両移動保管関係事務」という。）の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができることとされた。また、車両移動保管関係事務を委託することができる法人は、当該事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると警察署長が認めるものとされた。

(2)　運用上の留意事項

ア　受託法人の範囲について

法第５１条の３第１項に規定する「法人」とは、株式会社等会社のほか、公益法人、特定非営利活動法人等法人格を有するものであればその種類は問わない。

イ　必要かつ適切な組織及び能力について

車両移動保管関係事務は、違法駐車車両に係る車両の権利等にかかわるものであり、これらの事務の適正かつ確実な実施が求められることから、府令第７条の６の２に規定する「必要かつ適切な組織及び能力を有すると警察署長が認める法

人」は次の要件のいずれにも該当するものである必要がある。

(ｱ)　警察署長が違法駐車車両の移動の決定を行った場合に、速やかに当該車両を移動し、保管することが可能な体制、保管場所を有しているなど車両移動保管関係事務を適正かつ確実に行うために必要な組織及び能力を有する法人であること。

(ｲ)　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）に法第５１条の８第３項第２号イからホまでのいずれかに該当する者のない法人であること。

(ｳ)　車両移動保管関係事務を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎を有する法人であること。

ウ　受託法人の選定

受託法人の選定に当たっては、地方自治法及び各都道府県の財務規則その他の関係法令等の諸規定に基づき、真にやむを得ないと認められる場合を除き、一般競争入札等、競争性のある契約方法によるとともに、適正かつ確実に委託事務を遂行できる法人を選定できるよう、上記イの要件を勘案し、各都道府県の契約部局と調整の上、適切な資格要件を設定すること。

２　インターネットによる公示内容等の公表（法第５１条第１０項、府令第７条の２の２）

(1)　改正の内容

警察署長は、保管した車両の所有者が判明しない場合の公示をしたときは、当該公示の日付及び内容を当該保管車両の使用者若しくは所有者が判明するまでの間又は公示の日から３月を経過する日までの間、インターネットの利用により公表することとした。

(2)　運用上の留意事項

警察署長が保管した違法駐車車両等の所有者が判明しない場合の公示内容等の公表は、当該公示後速やかに、各都道府県警察本部又は警察署のホームページにおいて公表すること。